

次世代 IT 労務月報

2024 年
8 月号
NO.24

発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室
電話：090-2944-6028 FAX：058-227-4742
e-mail：inoue@next21it-sr.com H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆ 社会保険の二以上事業所勤務届について
- ◆ 労務 Q&A (取締役の雇用保険について) ◆ 有給休暇の比例付与対象者について

● 社会保険の二以上事業所勤務届について

被保険者が同時に 2 カ所以上の適用事業所で勤務する方は、健康保険及び厚生年金保険に関して「**健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届**」をいずれか 1 つの事業所を主たる事業所として選択し、日本年金機構への届出が必要になります。対象者は、主に法人の役員を兼務する方になりますが、中には、社会保険適用拡大の影響で短時間労働者の方も対象になる場合があります。

手続きが完了すると、健康保険証は**被保険者本人が選択した事業所を管轄する保険者から発行**されます。

<対象者>

- ① A 社及び B 社での法人の代表者
- ② A 社で法人の代表者かつ、B 社で正社員として勤務する方
- ③ A 社及び B 社で正社員として勤務する方
- ④ A 社および B 社で短時間労働者として勤務しそれぞれの会社で加入要件を満たす方



※パート・アルバイト等の加入対象となる企業は、従業員数 **101 人以上 (令和 6 年 10 月 1 日からは 51 人以上)** の企業となり、A~D の項目のすべてに当てはまる方が対象となります。

- A 週の所定労働時間が 20 時間以上
- B 所定内賃金が月 8.8 万円以上
- C 2 カ月を超える雇用の見込みがある方
- D 学生ではない方

<保険料の計算例> 岐阜県で介護保険適用の方 (40 歳から 64 歳まで)
A 社 報酬月額 200,000 円 B 社 報酬月額 100,000 円 合計 300,000 円

【厚生年金保険料】

$$300,000 \text{ 円} \times 1000 \text{ 分の } 183 = 54,900 \text{ 円}$$

事業主と折半のため、事業所負担分 27,450 円 被保険者負担分 27,450 円

$$A \text{ 社での被保険者負担分 } 27,450 \text{ 円} \times \frac{200,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}} = 18,300 \text{ 円}$$

$$B \text{ 社での被保険者負担分 } 27,450 \text{ 円} \times \frac{100,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}} = 9,150 \text{ 円}$$

【健康保険料（岐阜県の保険料率）】

$$300,000 \text{ 円} \times 1000 \text{ 分の } 99.1 = 29,730 \text{ 円}$$

事業主と折半のため、事業所負担分 14,865 円 被保険者負担分 14,865 円

$$\text{A社での被保険者負担分 } 14,865 \text{ 円} \times \frac{200,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}} = 9,910 \text{ 円}$$

$$\text{B社での被保険者負担分 } 14,865 \text{ 円} \times \frac{100,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}} = 4,955 \text{ 円}$$

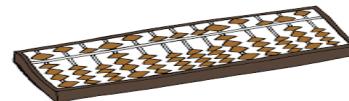
【介護保険料の場合（岐阜県の保険料率）】

$$300,000 \text{ 円} \times 1000 \text{ 分の } 16.0 = 4,800 \text{ 円}$$

事業主と折半のため、事業所負担分 2,400 円 被保険者負担分 2,400 円

$$\text{A社での被保険者負担分 } 2,400 \text{ 円} \times \frac{200,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}} = 1,600 \text{ 円}$$

$$\text{B社での被保険者負担分 } 2,400 \text{ 円} \times \frac{100,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}} = 800 \text{ 円}$$



● 労務 Q&A（取締役の雇用保険について）

Q 先般、株主総会において営業部長が取締役に選任されました。今後は役員報酬のみとなりますが、この場合雇用保険の資格はどうなりますか？

A 雇用保険の被保険者とされるのは、適用事業主に雇用される労働者、すなわち、**事業主と雇用関係にある者**に限られます。取締役は事業主との関係は委任関係に立つものであり、役員報酬のみの支払いとなると、労働の対象として支払われたものとは認められません。従って、**雇用保険上の労働者とは認められません。**

但し、報酬支払、勤務形態などの面からみて**労働者的性格が強いと判断されたときのみ被保険者として扱うことができます。**取締役兼部長のように役員でも労働者性があり、**役員報酬と賃金との区別**ができていない場合は、**労働者性の部分（賃金）で被保険者になり得ます。**



● 有給休暇の比例付与対象者について

有給休暇は、正社員にだけ付与されるものではなく、パート社員やアルバイト、契約社員にも条件を満たせば当然の権利として発生します。下表（青色）の通り**正社員に比して働く時間や日数が短い場合は、所定労働に応じた有給休暇が付与**されます。

- ① 週所定労働時間数が **30 時間未満** である者
- ② 週所定労働日数が **4 日以下の者**（週以外の期間で所定労働日数が定められている場合には、**年間の所定労働日数が 216 日以下の者**）

週所定労働時間	年間労働日数	週所定労働日数	継続勤務日数						
			6 月	1 年 6 月	2 年 6 月	3 年 6 月	4 年 6 月	5 年 6 月	6 年 6 月以上
30H 以上	—	—	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
30H 未満	—	5 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
	169~216 日	4 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
	121~168 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
	73~120 日	2 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日
	48~72 日	1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日